令和5年度(令和4年中所得分) 市民税・県民税 申告書の手引き

市民税・県民税は前年中の所得をもとに算出しますので、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得を

種 目	長面の 3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4所得から差し引かれる金額に記入してください 内 容
	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本
	険、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金
	陜、国民健康床陜院、後期前師有医療床陜科、月護床陜科、国民干並床陜科、国民干並産並の掛金、厚生年金保険料など)を支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料
① 4. 4. 4. 19.	がある場合の控除。 支払保険料の合計額を記入 します。
①社会保険	
料控除	※公的年金等の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額については、本人以外は哲学の表表がある。
	│ 除できません。 オオオレンメーキラスワワートースーキッチッのスイ、トロートトサロートトースードトーストトートードトーアーロートードトースートードトー
	支払いを証明する書類の添付又は提示は不要。ただし国民年金保険料、国民年金基金の推
	金については、支払額を証明する書類を添付又は提示する。
O	あなたが小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く)に基づく掛金、
4 小規模企	
業共済等	
掛金控除	金を支払った場合の控除。支払掛金の合計額を記入します。
	支払額を証明する書類を添付又は提示する。
⑤生命保険	新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険料で、あなたが支払った保険料がある
料控除	場合の控除。※控除額は裏面右側の計算表を参照してください。
科控除	支払額を証明する書類を添付又は提示する。
	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合の控除。
16 地震保険	※控除額は裏面右側の計算表を参照してください。
料控除	支払額を証明する書類を添付又は提示する。
	【ひとり親控除】現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、次の(1)から(3)
	のいずれにも当てはまる方。(®の欄の□をチェック(✔)してください) 控除額 30万円
	(1)前年中の合計所得金額が500万円以下
	(2)総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※1)を有する
	3 事実上婚姻関係と同様の事情に認められる者(※2)がいない
	【寡婦控除】上記の「ひとり親控除」に当たらない方で、次の(1)から(3)のいずれにも当てはまる
(17)~(18)	【券婦住体】 上記の「ひとり祝任体」に当たりないがて、次の(1)から(の)が、すれにも当てはよる 方。 (節の欄の□(該当項目)をチェック(✔)してください) 控除額 26万円
寡婦控除	(1)前年中の合計所得金額が500万円以下 (2)1/4 の ♠ いず は かくこまれ カススト
ひとり親控除	(2)次の◆いずれかに該当すること
	◆夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫が生死不明等の方
	◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、合計所得48万円以下の扶養親族を有する方
	(3)事実上婚姻関係と同様の事情に認められる者(※2)がいない
	※1生計を一にする子が、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除
	きます。
	※2住民票の続柄に「夫(未届)」や「妻(未届)」などの記載がある方。
	あなたが勤労学生である場合の控除。
⑩勤労学	※前年中の合計所得金額が75万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は、この
生控除	控除を受けることはできません。⑲の欄の□をチェック(✔)し、学校名と学年を記入する。
	控除額 26万円 ※学生証の提示又はコピーを添付してください。
	【障害者】 控除額 26万円
	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が、令和4年12月31日(年の途中で死亡した方は、その死亡の
	日)の現況において、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受け
	ている方、精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方、65歳以上の方で障害の程度が
	障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など、精神や身体に障害のある方。
	【特別隨害者】 控除額 30万円
20障害者	障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている方、精神障
控除	害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方、重度の知的障害者と判定された方、
1工以	音音保健価値子帳に厚音等級が1級と記載されているガ、重度の知的障害者と刊足されたガ、 いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない方など特に重度の障害のある方。
	(1906) 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100円 100
	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のど
	なたかとの同居を常としている方。
	(老人ホームなどへ入居している場合は、同居を常としているとはいえません)
	※控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。
	あなたや前年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にす
	る方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合の控除。
	次の①又は②のいずれか多い方の金額を控除。
26雑損控除	① / 坦 + 虹 / 四 N A M
26雑損控除	①(損失額-保険金等による補てん額)ー(総所得金額等の合計額)×1/10
②6雑損控除 	②災害関連支出の金額-5万円
3 維損控除—————————————————————————————————	
②雑損控除 	②災害関連支出の金額-5万円
您 雑損控除	②災害関連支出の金額-5万円 【従来の制度】あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除。
۵6雑損控除	②災害関連支出の金額-5万円 【従来の制度】あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った医療

この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書を添付してください。なお医療保険者から交付

【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)】あなたが健康の保持増進及び疾病の予防

として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支

を受けた医療費通知がある分は併せて添付することで明細書への記入を省略できます。

(前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の額ー保険金等で補てんされる額)

この控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書を添付してください。

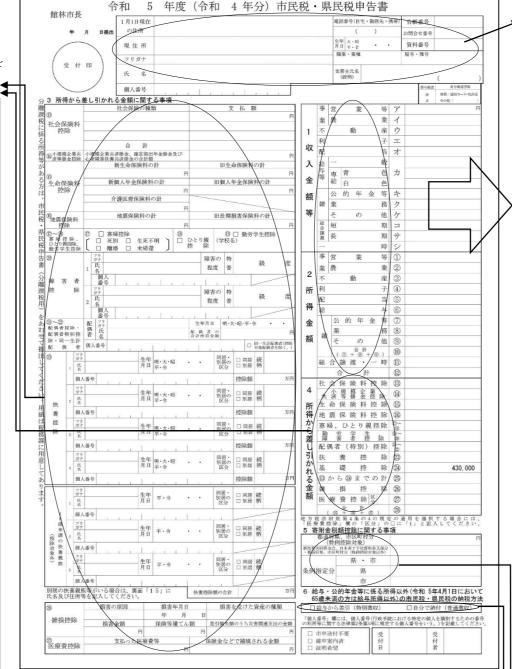
払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除。

-12,000円 限度額 8万8千円

②)医療費

控除

【選択適用】



 $20 \sim 22$

配偶者

(特別)

②扶養

控除

あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和4年12月31日(年の途中) 死亡した人はその死亡の日)現在、あなたと生計を一にする配偶者で、前年の合計所得 金額が48万円以下の方。

○配偶者特別控除

あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和4年12月31日(年の途中で 死亡した人はその死亡の日) 現在、あなたと生計を一にする配偶者で、前年の合計所得 金額が48万円を超え133万円以下の方。

※あなたの前年合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者(特別)控除を受ける ことはできませんが、「同一生計配偶者」として扶養親族等の人数には含まれます。 ※配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける場合、白色申告者の

- 事業専従者となっている場合や内縁関係にあたる場合は、控除を受けられません。 ◆控除額については、裏面右の早見表を参照してください
- ◆この控除を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入してください
- ◆配偶者の氏名、生年月日、個人番号(マイナンバー)を記入してください。なお、同・ 生計配偶者の場合、②の欄の口をチェック(✔)します。

あなたに控除対象扶養親族がいる場合の控除。なお、控除額については**裏面の扶養控** 除一覧表を参照してください。

※扶養親族に該当する16歳未満(平成19年1月2日以後生)の人については控除対象 外の扶養親族となりますので、申告書の「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄に

※扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除 ②基礎 合計所得金額:2,400万円以下の方 控除額 43万円 控除 2,400万円超2,450万円以下の方 控除額 29万円 2,450万円超2,500万円以下の方 控除額 15万円 必ず記入してください。

種 目

- ・令和5年1月1日現在の住所(1月1日以後に住所が変更になった方は、現住所の欄にも記載) 氏名とフリガナ
- ・個人番号(マイナンバー) ・電話番号 ・生年月日(西暦の方はそのまま記載)

・「職業・業種」、「屋号・雅号」(営業所得のある方のみ)

◎所得関係……あなたの該当する種目の収入と所得金額を申告書の「1 収入金額等」及び「2 所得金額」の欄に 記入してください。前年中に収入がなかった場合は、申告書裏面の「19 前年中に収入がなかった人」の記入欄へ 具体的に記入してください。

	作里	Ħ		F.1			谷	
	① <u>*</u>	. ₩ <i>k</i> -k-	卸•小売業、製造				収入金額】一【必要約	
事	① 営	業等	大工、生命保険 の事業所得	外父貝、ケー	ーヒ人業など	: 収入金額…削年 売上金、現物収	F中に収入となること 、入、雑収入)	が帷正した金額(
業			農業物生産、果	樹栽性 農家	が善業する		く しを得るために必要な	と経費(什入額
	② 農	:業	家畜飼育などに		. 4 . AK. AK. 3		課、地代家賃、修繕	
			地代、家賃、貸		から生じる戸			X (1/X
3	不動	産	得	加工十 - <i>別</i> ・よこん	91.00)	1	、には、未収家賃も含	らみます。
0	411 →		公社債及び預則	全の利子並	びに合同運	用信託、公社債投	資信託及び公募公社	:債等運用投資
(4)	利子		信託の収益の分	分配に係る所	得(源泉分	離課税分は除きま	す。)	
			株式、出資配				収入金額】一【必要	経費】
			所得。なお、上	場株式等の西	配当等に係	収入金額…手	取額ではなく税金を	源泉徴収する前
(5)	配当		る配当所得につ	ついては、総合	合課税のほ	の金額		
			かに、申告分離	推課税を選択	くすることが	必要経費…株	式などを購入する為	;に借り入れた借
			できます。			入金の利子		
			給与、賞与、俸給	△ 任会わじ			収入1,619,000円未	:満の場合
6	給与				↳ 所得	=0円	→ 所得=収入金	:額-55万円
(専	従者給	与	による所得(給与収入額は、収入1,619年取額ではなく所得税など		9,000円以上の場合			
台	む)		を天引きする前の金額) ・金額			によって計算式が異なります。		
			(を入力でする別)	//亚帜/	所得	については税務認	果までお問い合わせ	ください。
★月	斤得金	額調整	を控除について.	…次の(1)もし	くは(2)のい	ずれか、又は両方	がに該当する場合は、 	、上記から算出し
			ら更に所得を少					
(1)							者もしくは扶養親族	のいずれかが特
			ある場合、または		0 12 4 5 2 5 5 1 1			
(2)				_ , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			空除後の給与等の金	
	の雑別		金額の合計額が				は税務課までお問い	
	⑦公的		厚生年金、国民		者年金、		以上で計算方法が変	
	年金	金等	共済年金、恩紹	などの所得			でお問い合わせくだ	
			原稿料、講演料	又はネットオ・	ークション	【所得金額】=【収	7入金額】【必要経	費】
雑	⑧業務	务	などを利用した化	固人取引もし	くは料品の	※申告書裏面の「	14 雑所得(公的年金	注以外)に関する
			配達などの副収	入による所得	r F	事項」欄も記入し	てください。	
	(9)その	\lh	個人年金、互助	年金などの上	:記以外の			
	(9)~ V.	力也	ものによる所得					
		機械や	Pゴルフ会員権	【所得金額】]=【収入金	₹額]-【必要経費	】一【特別控除】	
①総合 短譲渡 譲長		などの	の譲渡による所得・特別控除は、収入から			o必要経費を差し5	別いた金額が、50万	円未満ならばそ
		短期				らば、50万円。		
		譲渡	5年以内				から特別控除を引き	
		長期	保有期間				譲渡から差し引きま	:す。
		譲渡	5年紹			は、総合譲渡と同		
生命保険契約に基く ※課税される所得金額は、総合譲渡と一時所得をあわせて								
			· 払 戸 金 縣	ます。 ⇒	短期譲渡	ξ所得+{(長期譲	度所得+一時所得)	$\times 1/2$

	⑦公的	厚生年金、国民年金、農業者年金、	65歳未満と65歳以上で計算方法が変わります。
	年金等	共済年金、恩給などの所得	詳しくは税務課までお問い合わせください。
		原稿料、講演料又はネットオークション	【所得金額】=【収入金額】-【必要経費】
雑	⑧業務	などを利用した個人取引もしくは料品の	※申告書裏面の「14 雑所得(公的年金以外)に関する
		配達などの副収入による所得	事項」欄も記入してください。
	9その他	個人年金、互助年金などの上記以外の	
	りての他	ものによる所得	

短期両方ある場合は、まず短期から特別控除を引き、その額が50万 **嵩たない場合は、その差分を長期譲渡から差し引きます。** 得の特別控除は、総合譲渡と同様です。 いる所得金額は、総合譲渡と一時所得をあわせて次のように計算し -時金、払戻金、懸 ①一時

⇒ 短期譲渡所得+{(長期譲渡所得+一時所得)×1/2} ※申告書裏面の「13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄も記入し

土地、建物等の譲渡による所得(所有期間により短期・長期に区分されます) 分離譲渡 株式等の譲渡所得…株式等の譲渡による所得 分 先 物 取 引 先物取引で、一定のものを決済した場合の所得 上場株式等の配当 申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当による所得 離 山林を伐採して譲渡、あるいは立木のまま譲渡したことによる所得 Щ 林 課 退職手当、一時恩給、その他退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を 税 退 職 有する給与に係る所得(退職時に現年分離課税されたものは除きます) 申告が必要な分離課税に係る所得のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提 出してください。用紙は税務課に用意してあります。

5 寄附金に関する事項

前年中に次の寄附をされた方で、寄附金合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場 合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合に記入してください。

①都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税(特例控除対象))

②群馬県共同募金会、日本赤十字社群馬県支部に対する寄附金

都道府県、市区町村に対する寄附金(特例控除対象以外)

③群馬県又は館林市が条例により指定した寄附金(条例指定分)

寄附金受領証明書を添付又は提示する。

賞当選金などによる

所得

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民 税の納税方法

給与・公的年金等に係る所得以外の所得に対する市民税・県民税については、徴収方法を選択することが、 きます。給与から差し引くことを希望する場合には「給与から差引」の□に✔を記入し、また、給与から差し引 かないで別に窓口等に自分で納付することを希望する場合には「自分で納付」の□に ✔ を記入します。

7 給与(日給)等所得者の収入状況

- 日給など給与所得がある方で、源泉徴収票のない方は、給与明細や振込明細(預貯金通帳等)などで確認できる金額を記入してください。
- ・勤務先、勤務先の所在地、電話番号を記入してください。
- ・日給で支払いを受けている方はその月の「日給・日数・月収」、月給で支払いを受けている方はその月の「月収」を記入のうえ、合計額を合計欄に記入してください。
- (賞与等があれば記入のうえ合計に加えてください。)
- ・給与から引かれている社会保険料等金額や源泉徴収税額があった場合は記入してください。

10 事業専従者に関する事項

あなた(青色申告者を除きます。)と生計を一にする親族(15歳未満の方や配偶者控除・扶養控除を受ける 方を除きます。)が、1年のうち6ヶ月を超える期間、あなたの事業に専ら従事している場合、1人につき次の ①②のうちいずれか少ない方の金額を控除。

①事業所得の金額(専従者控除前)÷(事業専従者の数+1)

②配偶者86万円、その他親族50万円

※事業専従者の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

11 特定上場株式等の配当所得・特定上場株式等の譲渡所得(源泉徴収がある特定口座)に関する事項 所得税では総合課税または申告分離課税を選択した特定上場株式等の配当所得・特定上場株式等の譲 渡所得について、市県民税では申告不要制度を選択する場合は□をチェック(✔)してください。

12 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に、必要事項を記入してください。

13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

- ・短期…譲渡した資産の所有期間が5年以下のもの。
- ・長期…譲渡した資産の所有期間が5年を超えるもの。
- ・一時…生命保険契約の一時金や満期返戻金、競馬などの払戻金、懸賞の当選金品など。
- それぞれ該当する項目に収入金額等を記入してください。
- ※特別控除額は、総合譲渡所得(短期・長期)、一時所得それぞれ最高50万円です。

(差引金額欄が50万円に満たない場合は、その金額が特別控除額になります。)

14 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

- ・種目…原稿料、放送出演料、印税、講師謝礼などの別を記入してください。
- ・所得の生ずる場所…支払者の名前又は会社名などを記入してください。
- ・収入金額…支払われた金額(源泉徴収前の金額)を記入してください。
- ・必要経費…この収入に係る経費の金額を記入してください。

15 別居の扶養親族に関する事項

同一生計配偶者、扶養親族(16歳未満の扶養親族を含みます)のうち、別居している方の氏名、続柄、生年月日、住所を記入してください。※扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

16 配当に関する事項

- ・種目…剰余金の配当、利益の配当などの別を記入してください。
- ・所得の生ずる場所…支払者の会社名などを記入してください。
- ・支払確定年月…株主総会など正当な権限を有する機関の決議があった年月を記入してください。
- ・収入金額…支払われた金額(源泉徴収前の金額)を記入してください。
- ・必要経費…株式等を取得するために要した借入金の利子を記入してください。

(その年中に有していた期間に対応する部分に限ります。)

※特定配当等に係る所得を申告する場合は「16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事

項」欄の配当割額控除額も記入してください。

17 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

取引報告書、配当金計算書等を参照して記入してください。

18 所得金額調整控除に関する事項

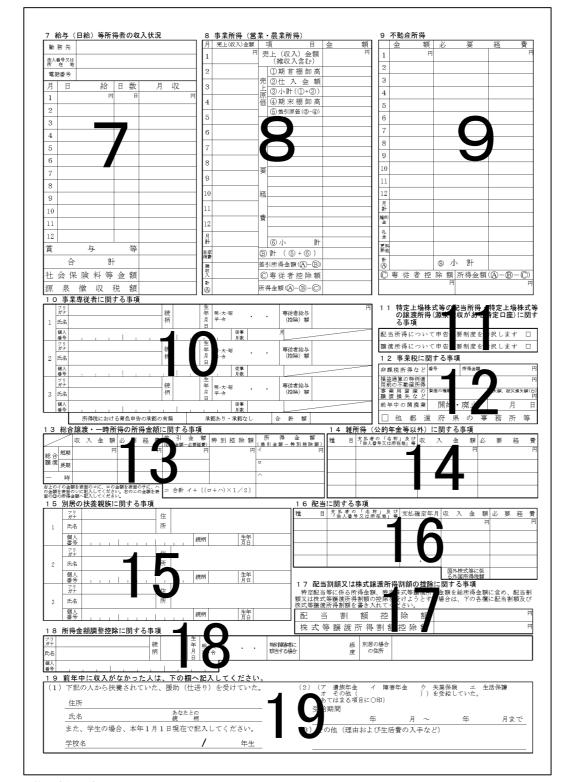
あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合で、対象者を自身の控除対象配偶者や扶養親族としていない場合は、対象者について記入してください。

19 前年中に収入がなかった人

前年中に収入がなかった方は、該当する項目に記入又は該当する事項を〇で囲み、できるだけ具体的に記 オーアノギャン

申告書の提出期限は3月15日(水)です。

- ●新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、郵送でのご提出にご協力お願いします。
- ●申告をしない場合は、所得証明書等の発行や国民健康保険税をはじめ諸申請手続きに支 障が生じることがあります。



◎ 扶養控除額一覧

区 分		控除額		
一般の控除対象扶養親族		平成16.1.2以後生まれ~平成19.1.1以前生まれ 昭和28.1.2以後生まれ~平成12.1.1以前生まれ		33万円
特定扶養親族	19歳以上~23歳未満	平成12.1.2以後生まれ~平成16.1.1以前生まれ		45万円
老人扶養親族	70歳以上	昭和28.1.1以前生まれ	同居老親等	45万円
七八伏食柷 族		昭和28.1.1以削生まれ	同居老親等以外	38万円
16歳未満の扶養親族	16歳未満	平成19.1.2以後生まれ		なし

◆扶養親族

令和4年12月31日(年の中途で死亡した場合は、その死亡の日)の現況において、次のいずれにも該当する方をいいます。 ・配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又は 市町村長から養護を委託された老人である。

- ・あなたと生計を一にしている。
- ・前年中の合計所得金額が48万円以下である。
- ・青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。
- |※同居老親等とは…上記の要件に当てはまる、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をさします。老人ホームなどへ入居している場合は、同居を常としているとはいえません。

8 事業所得(営業・農業所得)

事業をしている方は、表面右上の「職業・業種」「屋号・雅号」を記入してください。

•売上(収入)金額

前年中の売上高、自家消費(自らの家で使用した品物、親戚や近所に無償で提供した品物など)及びその他の収入(取引関係から受けた金品、空箱の売却収入など)の金額を収入金額の欄に記入して、その合計額を「④計」の欄に記入してください。また、その収入金額がわかる書類(月別売上高のわかるもの)を申告書と一緒に持参してください。

•売上原価•必要経費

売上原価があればその金額、必要経費があればその経費科目と金額を記入し、その合計額を「⑧計」の欄に記入してください。また、その支出がわかる領収書等の書類を申告書と一緒に持参してください。

専従者控除

あなた(事業主)と生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給与で、一定の要件にあて はまる場合をいいます。「10 事業専従者に関する事項」を参照してください。該当があれば、 その合計額を「©専従者控除額」の欄に記入してください。

※事業専従者に該当する方は、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養親族の対象とすることができません。

9 不動産所得(家賃·地代等)·収入金額

前年中の家賃、地代、権利金・礼金及び更新料などを収入金額の欄に記入して、その合計額を「④計」の欄に記入してください。

•必要経費

租税公課などについて、その経費科目と金額を記入し、その合計額を「®小計」の欄に記入 してください。また、その支出がわかる領収書等の書類を申告書と一緒に持参してください。 ・東従者控除

上記、「8 事業所得(営業・農業所得)」の専従者控除の記載と同じです

◎ 配偶者(特別)控除額早見表

O 161/11 (1777) 121/10/17 170/20				
あなたの合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900 万円 以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以 下	控除の 種類
48 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	配偶者
老人(70歳以上)の場合	38 万円	26 万円	13 万円	控除
48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	配配
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	偶
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	者特
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	別
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	控
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	除
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	

◎ 生命保険料控除額計算表

保険料区分	支払った保険料(A)	生命保険料控除額
	0 円∼12,000 円	支払保険料の全額
①新契約	12,001 円~32,000 円	A×1/2+6,000 円
(平成 24 年1月1日以後に締結した分)	32,001 円~56,000 円	A×1/4+14,000 円
	56,001 円~	28,000円(限度額)
	0 円~15,000 円	支払保険料の全額
②旧契約	15,001 円~40,000 円	A×1/2+7,500 円
(平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した分)	40,001 円~70,000 円	A×1/4+17,500 円
	70,001 円~	35,000 円(限度額)

・旧契約と新契約の両方がある場合

旧契約分は旧契約の計算式で、新契約分は新契約の計算式で計算後、合計した金額が控除金額となります。(適用限度額 28,000 円)。特例として、旧契約分のみの控除額の方が大きい場合(28,001 円以上)は旧契約分の計算で算出した控除金額が適用されます。

◆申告書に記入する「最終的な控除額」の合計適用限度額は70,000円です。 (一般生命保険控除)+(個人年金控除)+(介護医療保険料控除)≦70,000円

(一般生命保険控除)+(個人年金控除)+(介護医)◎ 地震保険料控除額計算表

契約別区分	支払った保険料(B)	地震保険料控除額	
①地震保険料の場合	0円~50,000円	B×1/2	
10地長休阪科の場合	50,001円~	25,000円(限度額)	
	0円~ 5,000円	支払った保険料の全額	
②旧長期損害保険料の場合	5,001円~15,000円	B×1/2+2,500円	
	15,001円~	10,000円(限度額)	
③上記①と②の両方がある場合	①で計算した金額(地震)+②で計算した金額(旧長期損		
10 nA 40 11 22 1 3 1 3 3 4 5 6 6	害) 地震保険料控除額(最高限度額25,000円)		

※一つの保険契約が、上記の表の①、②の契約のいずれにも該当する場合には、いずれか

一つの契約の区分に該当するものとして控除額を計算します。

※旧長期損害保険料とは、以下の要件を全て満たすものをいいます。

- (1) 平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年 1月1日以後のものは除く)
- 2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- 3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

|お問合せ 館林市役所 税務課 市民税係 電話 0276(72)4111(内線 605~607)

0276(47)5107(直通)